

賃金引上げに向けた取り組みをお願いします

厚生労働省は、平均的な賃金額を周知し、賃金の引上げに向けた取り組みをお願いしています。
この資料を参考に、賃金引上げをご検討ください。

北海道「一般労働者^{注1、2}」の平均的な賃金額（年齢別、3年平均）

北海道	産 業 計			産業計		
	所定内給与 (月額)	所定内給与 (時給 注3)	年間賞与等 特別給	所定内給与 (月額)	所定内給与 (時給)	年間賞与等 特別給
合 計	千円 291.4	円 1,784.0	千円 758.7	千円 291.4	円 1,784.0	千円 758.7
～19歳	190.3	1,153.0	170.0	190.3	1,153.0	170.0
20～24歳	216.4	1,320.0	404.8	216.4	1,320.0	404.8
25～29歳	245.2	1,510.0	619.4	245.2	1,510.0	619.4
30～34歳	265.2	1,627.0	675.1	265.2	1,627.0	675.1
35～39歳	285.4	1,769.0	772.0	285.4	1,769.0	772.0
40～44歳	306.4	1,868.0	864.5	306.4	1,868.0	864.5
45～49歳	320.6	1,959.0	954.9	320.6	1,959.0	954.9
50～54歳	333.3	2,032.0	993.7	333.3	2,032.0	993.7
55～59歳	326.6	1,996.0	925.6	326.6	1,996.0	925.6
60～64歳	287.4	1,756.0	613.7	287.4	1,756.0	613.7
65～69歳	259.3	1,581.0	346.0	259.3	1,581.0	346.0
70歳～	246.0	1,519.0	194.0	246.0	1,519.0	194.0

（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（以下の表も同じ。）

- （注） 1. 「（一般労働者）都道府県別第1表 都道府県、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」の、都道府県ごとの産業別の2023～2025年の3年間の数値を平均したものです。
2. 「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいいます。
「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいいます。
3. 「所定内給与(時給)」は、「所定内給与額」を「所定内実労働時間」で除したものです。（次表も同じ。）

北海道「短時間労働者」の平均的な所定内給与額（産業別、3年平均）

北海道	産 業 計	産業計
1 時間当たり 所定内給与額	円 1,289	円 1,289

「(短時間労働者)都道府県別第1表 短時間労働者の都道府県別1時間当たり所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」の、都道府県ごとの「企業規模計(10人以上)産業計」と産業別の「1時間当たり所定内給与額」について、2023～2025年の3年間の数値を平均したものです。

北海道「職種」別の平均的な賃金額^{注1}（一般労働者、3年平均）

職 種 ^{注2}	平均年齢	所定内給与 (月額)	所定内給与 (時給)	年間賞与等 特別給
	歳	千円	円	千円
管理的職業従事者	52.3	476.5	2,870.0	1,804.1
土木技術者	47.4	352.5	2,086.0	1,317.4
法務従事者	-	-	-	-
庶務・人事事務員	45.6	283.1	1,758.0	931.4
営業・販売事務従事者	43.5	289.1	1,781.0	897.7
飲食物給仕従事者	41.7	214.0	1,292.0	198.5

- (注) 1. 「(一般労働者)都道府県別第2表 都道府県、職種(大分類)、性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(産業計)」または「(一般労働者)都道府県別第3表 都道府県、職種(特掲)、性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(産業計)」の、都道府県ごとの職種別の2023～2025年の3年間の数値を平均したものです。
2. 赤字の職業は職業大分類です。

「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、下記施策に取り組んでいます。

「年収の壁」への対応についての詳細はこちら→



◆106万円の壁への対応

2026年10月に「106万円の壁」を撤廃する予定です。

◆130万円の壁への対応

被扶養者認定方法の見直しや、被用者保険の加入に併せて手取りを減らさない取組を実施する企業に対する支援を行うとともに、今後被用者保険の適用拡大を進め、被用者保険への移行を促していきます。

✓ 被扶養者認定の見直し

- ①パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能です。
- ②被扶養者認定時点で労働契約の内容(基本給および諸手当等)によって年間収入が130万円未満であり、給与以外の収入がない場合には、被扶養者として取り扱う取扱いを新たに導入しました。
- ③学生年代(19歳以上23歳未満)を対象として被扶養者認定基準を150万円に引き上げました。

✓ キャリアアップ助成金「短時間労働者労働時間延長支援コース」

労働者を新たに被用者保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成を行います。

配偶者手当の詳細はこちら→



◆配偶者手当への対応

配偶者手当の見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。

年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30～18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)はご利用いただけません。)

賃金引き上げ特設ページ、最低賃金特設サイトのご案内



このリーフレットに掲載している平均的な賃金額、賃金引き上げ事例、賃金引上げに向けた各種支援策等の情報を掲載しています。

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



最低賃金、中小企業の賃金引上げを支援する業務改善助成金等の情報を掲載しています。

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>

